

# 丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和7年2月17日(月)  
午後1時00分～午後2時30分  
場 所 市役所3階 303・304会議室

## 2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	井下由美
委員	立石陽志
教育長	末澤康彦

※松岡舟委員は欠席

## 説明のため出席した者

教育部長	窪田徹也
協働推進部長	田中壽紀
総務課長	土井節子
学校給食センター所長	小松昌徳
学校教育課長	岩井俊明
幼保運営課長	山下友通
文化財保存活用課長	東信男
スポーツ推進課長	奥田孝彦
総務課副課長	後藤幸功
学校教育課副課長	西山晋作
丸亀城管理室長	大林隆之
幼保運営課副課長	横山史朗
学校給食センター次長	松川寛之
まなび文化課副課長	林弘樹

書 記 総務課庶務担当長 小野佳代子

### 3 傍 聴           なし

### 4 議 題

- 議案第 33 号 丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第 34 号 丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正について
- 議案第 35 号 丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則の一部改正について
- 議案第 36 号 丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正について
- 議案第 37 号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
- 議案第 38 号 丸亀市生涯学習センター条例施行規則の廃止について
- 議案第 39 号 教育委員会において補助執行する事務の協議について（意見聴取）
- 議案第 40 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 9 号））
- 議案第 41 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（令和 7 年度丸亀市一般会計予算）
- 議案第 42 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（丸亀市立学校条例の一部改正について）
- 議案第 43 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（丸亀市生涯学習センター条例の廃止について）
- 議案第 44 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（工事請負変更契約の締結（丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事））

### 5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

### 6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。徳永秀文委員、井下由美委員。

### 7 議事の概要

---

午後 1 時 0 0 分 開会

---

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、議案第 38 号及び議案第 40 号から議案第 44 号を非公開と決した。

**議案第 33 号 丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について**

**議案第 34 号 丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正について**

〔総務課長〕

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正については、令和 7 年 4 月 1 日から学校教育課で取り扱っていた入学金の貸付業務を教育委員会総務課で取り扱うことに伴い、所要の改正を行うものである。

内容は議 33-1、34-1 のとおり。

〔教育長〕

4 月 1 日から変わること、市民の方が年度をまたいで手続きが引き続く場合に、支障はないのか。

〔総務課長〕

手続きについては、学校教育課の方で 3 月中に終わると聞いている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

**議案第 35 号 丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則の一部改正について**

〔学校教育課長〕

丸亀市教育委員会外国語指導助手の報酬に関する規則の一部改正については、総務省、外務省、文部科学省から、令和 7 年度 JET プログラムの運用改善についての通知があったことに伴い、所要の改正を行うものである。

内容は議 35-1～2 のとおり。該当者は 1 名。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

**議案第 36 号 丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正について**

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正については、総務 navi へのシステム変更に伴い、添付書類の省略が可能になるため、様式欄外の注釈内容を追記する必要があるが、今後県によりシステム更新する可能性があることから、そのたびに更なる追記や修正の事務手続きが必要となるため、様式欄外の注釈内容については削除し、今後は要綱を変更せず、学校教育課長の通知により対応したいと考えているため、所要の改正

を行うものである。

内容は議 36-1 のとおり。

〔教育長〕

学校教育課長の通知によりというところをもう一度説明してほしい。

〔学校教育課長〕

添付書類などについて、今後は必要なくなるというものも連絡が来ている。それを変えて追記するとそれがまた変更や追加があった場合、欄外の注釈が非常に長く煩雑になることが考えられる。手続きもその度にしていかなければならない。追記や欄外の変更があった場合については、学校教育課長の通知という形で各学校に通知することで、一部手続きの簡略化を図る。

〔教育長〕

学校において簡略化がなされたから、教育委員会の手続きも簡略化するのか。

〔学校教育課長〕

はい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第 37 号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について**

〔学校教育課長〕

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱については、学校（園）医（内科・眼科・耳鼻科）、学校（園）歯科医、学校（園）薬剤師について、丸亀市医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市学校薬剤師会からの推薦に基づき、旧任者を令和 7 年 3 月 31 日付で解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者について、令和 7 年 4 月 1 日付けでその残任期間について委嘱するものである。また、広島小中学校については、学校再開に伴い丸亀市医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市学校薬剤師会からの推薦に基づき、令和 7 年 4 月 1 日付けで新たに委嘱するものである。

内容は議 37-1 のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第 39 号 教育委員会において補助執行する事務の協議について（意見聴取）**

〔政策課長〕

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則について、令和6年4月1日の機構改革の際に、教育委員会総務課内にあった学校給食センターについて課の位置づけにしていたが、改正できていなかったため、同規則を一部改正することについて、教育委員会の意見を聴取するものである。施行日については公布日からとする。

〔教育長〕

公布日からとは、具体的に言うと。

〔政策課長〕

このあと決裁が終わって庶務課が告示をする。その事務手続きを行った日となる。

〔教育長〕

それによって令和6年4月1日からの機構改革による実際の業務は補助執行の形で行われていることになるのか。その点での期間の空白に問題はないのか。

〔政策課長〕

事務上に支障はない。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

## 9 報告事項

### 教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回報告の期間は令和7年1月15日から令和7年2月7日までで後援申請が14件あり、芸術、文化またはスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、13件を承認、1件を不承認としている。

〔教育長〕

今回不承認としたものも含め、チラシの配布を学校に要望するものが多い。この件については、非常に商業性が高いというか、それを目的としていると感じたので不承認とした。今後は、学校の業務改善につながるよう対応していただきたい。

《関係者以外は退席する》

1 0 非公開審議の概要

- 議案第 40 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 9 号））
- 議案第 41 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（令和 7 年度丸亀市一般会計予算）
- 議案第 42 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（丸亀市立学校条例の一部改正について）
- 議案第 38 号 丸亀市生涯学習センター条例施行規則の廃止について
- 議案第 43 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（丸亀市生涯学習センター条例の廃止について）
- 議案第 44 号 丸亀市議会 3 月定例会に提出する議案について（意見聴取）  
（工事請負変更契約の締結（丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事））

《非公開審議のため内容不記載》

1 1 閉会

午後 4 時 4 0 分